

今回は「養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置」にかかる申出書について紹介します。

養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置とは

子どもが3歳に達するまでの養育期間中に標準報酬月額が低下した場合、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないようその子どもを養育する前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができます。

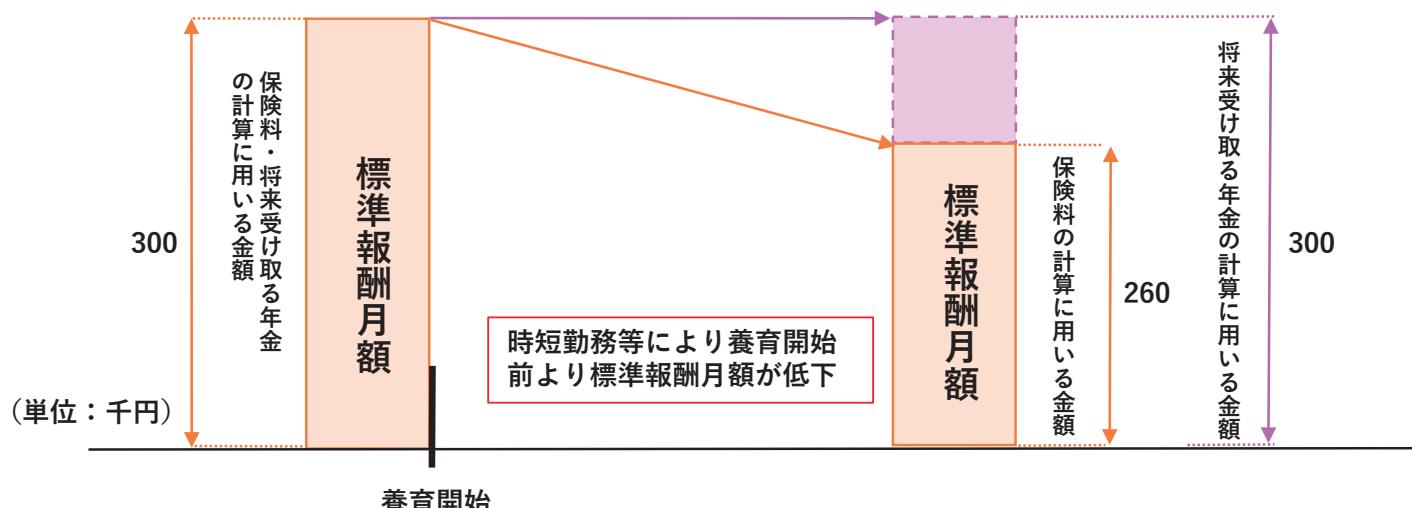
(対象期間：3歳未満の子の養育開始月～養育する子の3歳誕生日のある月の前月)

具体的なケース

養育開始前の標準報酬月額が300千円の方が養育開始後、時短勤務を契機とした随時改定により標準報酬月額が260千円に下がったため、養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置の申し出を行った。

申し出を行うことにより、養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置が適用され、将来受け取る年金の計算に用いる金額は以下の図のようになります。

	養育開始前	養育開始後
標準報酬月額	300千円	260千円
保険料の計算に用いる金額	300千円	260千円
将来受け取る年金の計算に用いる金額	300千円	300千円



本ケースの場合、養育開始後の標準報酬月額は**260千円**になっていますが、将来受け取る年金の計算に用いる金額は養育開始前の**300千円**となり、養育開始後の標準報酬月額の低下による将来受け取る年金額の低下を抑えられます。

養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置の適用を受けるには、「養育期間標準報酬月額特例申出書」の提出が必要です。（申出日よりも前の期間についてみなし措置を受ける場合は、申出日の前月までの2年間について認められます。）

申し出は被保険者が事業主を経由して行います。なお、被保険者であった方については、退職後に事業主を経由せずに申し出を行うことができます。

裏面では「養育期間標準報酬月額特例申出書」を作成する際のポイントをまとめました。

「養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届」作成時のポイント

「養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届」を作成する際は以下のポイントに注意して作成してください。
(このページでは「子」を「3歳未満の子」とします。)

以下①、②のいずれかに該当する場合は、戸籍抄本等の添付省略ができます。

①事業主が戸籍抄本等で申出者と養育する子の身分関係を確認し、「⑯事業主続柄確認」の「確認済み」の□に✓を付している場合

② 申出者と養育する子に日本の戸籍があり、双方の個人番号が記入されている場合

(必要な添付書類について)

	戸籍抄本等 (申出者と養育する子の身分関係を 明らかにする書類)	住民票の写し (養育する子の生年月日及び申出者と養育する子が 同居していることを確認する書類)
上記①に該当する場合	不要	必要
上記②に該当する場合	不要(※)	不要
上記①および②に該当する場合	不要	不要

(※)②により戸籍抄本等の添付省略した場合、審査完了まで1カ月程度期間を要する場合があります。お急ぎの場合は、事業主による確認または戸籍抄本等を添付のうえ、ご提出をお願いします。

共通記載欄に加え、申出の場合は A.申出、終了の場合は B.終了 の欄にも必要事項を記入してください。
また、上部の申出者欄に記入してください。

共通記載欄に加え、申出の場合は A.申出、終了の場合は B.終了 の欄にも必要事項を記入してください。 また、上部の申出者欄に記入してください。																	
共 通 記 載 欄	① 被保険者 整理番号	5		② 被保険者 個人番号 【基礎年金番号】	1	2	3	4	5	4	3	2	1	0	1	2	
	③ 被保険者 氏名	(フリガナ) ネンキン 年金		(名) ハナコ	④ 被保険者 生年月日		5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	⑤ 被保険者 性別	1.男 2.女					
	⑥ 養育する 子の氏名	(フリガナ) ネンキン 年金		(名) イチロウ	⑦ 養育する子の 生年月日		7.平成 9.令和	年	月	日							
	⑧ 養育する子の 個人番号	9	8	7	6	5	6	7	8	9	0	9	8	⑯ 事業主 統括確認	<input type="checkbox"/> 確認済み		
	養育特例の申出をする場合																
	A. 申 出	⑨ 過去の申出 の確認	⑩ ⑥の子について、初めて養育特例の 申出をしますか。				1.はい	2.いいえ	⑪ 事業所 の確認	現在勤務されている事業所と、⑥の子を 養育し始めた月の前月に勤務していた 事業所は同じ事業所ですか。				1.はい	2.いいえ		
	⑫ 該当月に 勤務していた 事業所	上で 2.いいえ を選択された方 ⑥の子を養育し始めた月の前月に 勤務していた事業所を記入してください。 (勤務していなかった場合は、過去 1 年以内 の直近の月に勤務していた事業所を記入し てください)				事業所所在地 (船舶所有者住所)		-		事業所名称 (船舶所有者氏名)							
	⑬ 養育 開始年月日	7.平成 9.令和	0	6	1	2	1	2	⑭ 養育特例 開始年月日	7.平成 9.令和	0	7	1	2	1	2	⑮ 備 考

「⑬養育特例開始年月日」について次に該当する場合は日付の記入に注意してください。

- A** 子を養育する者が、新たに被保険者資格を取得した場合 : 資格取得年月日
B 子を養育する被保険者が、育児休業等を終了した場合 : 育児休業等を終了した日の翌日
C 子を養育する被保険者が、産前産後休業を終了した場合 : 産前産後休業を終了した日の翌日
D 子を養育する被保険者が「⑥養育する子の氏名」で記入した子より以前に申請した別の子に適用されていた特例措置が終了した場合
（年金一郎） : 別の子に適用されていた特例措置の終了年月日の翌日（※）

(※) 同時に複数の子にかかる特例措置を受けることはできません。

例えば”**年金一郎**”の養育中に新たに”**年金二郎**”の養育を開始した場合の”**年金二郎**”にかかる特例措置の開始日は”**年金一郎**”に適用されていた特例措置の終了年月日の翌日になります。

日本年金機構ホームページ「社会保険事務のポイント」のバックナンバーページについて

日本年金機構ホームページでは過去に発行された「社会保険事務のポイント」を、バックナンバーページからご覧になることができます。左下の二次元コードおよびURLからぜひご覧ください。

「社会保険事務のポイント」 バックナンバーページ

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/info/jimupoint.html>



[https://www.
nenkin.go.jp](https://www.nenkin.go.jp)



日本年金機構
Japan Pension Service